

無償化の認定申請のご案内

(子育てのための施設等利用給付の認定)



無償化の対象となるためには、利用開始前までに「認定申請」の手続きを行う必要があります。

1 無償化の対象となる方及び対象となる事業

認定区分	保育の必要性	認定要件	対象施設・事業の例	無償化上限額（月額）	備考
新1号	無	満3歳以上の小学校就学前の子ども	新制度未移行の幼稚園	25,700円	-
新2号	有	3歳児以上(3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降)の小学校就学前の子どもで保育の必要性がある子ども	幼稚園や認定こども園(幼稚園的利用)が行う預かり保育事業	11,300円 利用日数に応じて月額の上 限額は変動します。 (450円×利用日数)	幼稚園、認定こども園(幼稚園的利用)に在園している方が対象
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	37,000円	保育所、認定こども園(保育所的利用)に在園していない方が対象
新3号	有	3歳児未満(0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで)で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の子ども	幼稚園や認定こども園(幼稚園的利用)が行う預かり保育事業	16,300円 利用日数に応じて月額の上 限額は変動します。 (450円×利用日数)	幼稚園、認定こども園(幼稚園的利用)に在園している方が対象(満3歳での入園)
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	42,000円	保育所、認定こども園(保育所的利用)に在園していない方が対象

注1 幼稚園や認定こども園の預かり保育の実施時間が少ない場合(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満(教育時間を含む)又は年間開所日数が200日未満)、預かり保育のほか認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。ただし、認可外保育施設等の給付額は預かり保育の上限額(新2号は11,300円、新3号は16,300円)から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額になります。

注2 企業主導型保育施設の利用者については、施設等利用給付認定を受けることができません。

<参考> 新3号の認定根拠となる税年度

4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から3月までは当該年度の市町村民税額となります。

根拠となる市町村民税額により、有効期間の途中で認定取消しになることがありますのでご了承ください。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額(前々年の収入)

当該年度の市町村民税額(前年の収入)

2 保育の必要性の事由及び有効期間(新2号、新3号認定)

保育の必要性の事由	有効期間(新2号認定)	有効期間(新3号認定)
	3歳児以上(3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降)の小学校就学前の子ども	3歳児未満(0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで)で住民税非課税世帯の子ども
就労(実働月60時間以上)※注	小学校就学前まで	3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間前日から出産の日後8週間の日を経過する日の翌日が属する月の末日まで	同左、又は3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで
保護者の疾病・障がい	療養を必要としなくなるまで	
同居親族の介護・看護	介護・看護を継続している間	
災害復旧	必要な期間	
求職活動(起業準備含む)	90日を経過する日が属する月の末日まで	
就学	就学期間中	
虐待・DV	必要な期間	

注 育児休業は、継続利用の場合のみ対象となります。ただし、復職などの条件があるため別途手続きが必要です。

3 申請に必要な書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
 (2) 保育の必要性の事由ごとの申請に必要な書類(新2号、新3号認定のみ)
 …保護者(父・母)の書類が必要です。

保育の必要性の事由	必要書類
就労(実働月 60 時間以上)	○会社等に雇用されている場合…就労証明書
	○自営業(農業含む)の場合…就労証明書 添付書類…確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し (開業1年未満の場合は、開業届の写しもしくは営業許可証の写しを添付)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(出産予定日の分かるもの)、又は診断書
保護者の疾病・障がい	保護者の診断書及び障害者手帳等の写し
同居親族の介護・看護	診断書及び障害者手帳の写し又は介護保険被保険者証の写し
災害復旧	り災証明書等
求職活動(起業準備含む)	求職活動申告書
就学	在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの
虐待・DV	状況に応じ資料の提示をお願いする場合があります

(3) その他必要な書類

- ひとり親家庭…戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
- 単身赴任…状況に応じ資料の提示をお願いする場合があります。
- 教育・保育給付認定申請及び保育所等の利用申込みを行わず、認可外保育施設の利用を希望する場合
…保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

4. 施設等利用費の請求(償還払い) ※代理受領による給付で対応している施設は除く。

利用施設に支払った利用料(おやつ代等実費に係る料金を除く。)を当市に請求することで、無償化限度額まで利用料の払い戻しを受けることができます。3か月分をまとめて四半期ごとにご請求ください。

【必要書類】① 施設等利用費請求書 … 保護者様をご記入いただく書類です。(シャチハタ以外の認印が必要)

- ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 … 利用施設から発行されます。
- ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書 … 利用施設から発行されます。
- ④ 振込先口座のわかるもの … 通帳またはキャッシュカード等の写し

※ 請求の際には必ず認印(シャチハタ以外)をお持ちください。訂正が必要な場合があります。

【請求日・支給日に係るスケジュール】

対象月	請求締切日	支給予定日	対象月	請求締切日	支給予定日
4,5,6月	7月20日	9月下旬	10,11,12月	1月20日	3月下旬
7,8,9月	10月20日	12月下旬	1,2,3月	4月20日	6月下旬

(注) 請求は随時受け付けします。必要書類がお手元に揃い次第速やかにご提出ください。

- 利用料の払い戻しは、ご請求された月の翌々月の末日までに、ご指定の金融機関口座へ振込みます。
- 請求締切日が土日や祝休日の場合には、その直前の開庁日を請求締切日とします。
- 口座への振込は、提出された請求書類の内容確認等に時間を要する場合、支給予定日より遅れることがあります。
- 支給決定後に支給日等をお知らせする通知は行いません。支給予定日以降に通帳記入によりご確認ください。

